

中津川市防災資機材等整備事業補助金のご案内



地域防災力の強化を図るため、自発的かつ継続的な防災活動等を行う自主防災組織等に対し、防災資機材等の購入に係る経費の一部を補助します。



(補助の内容)

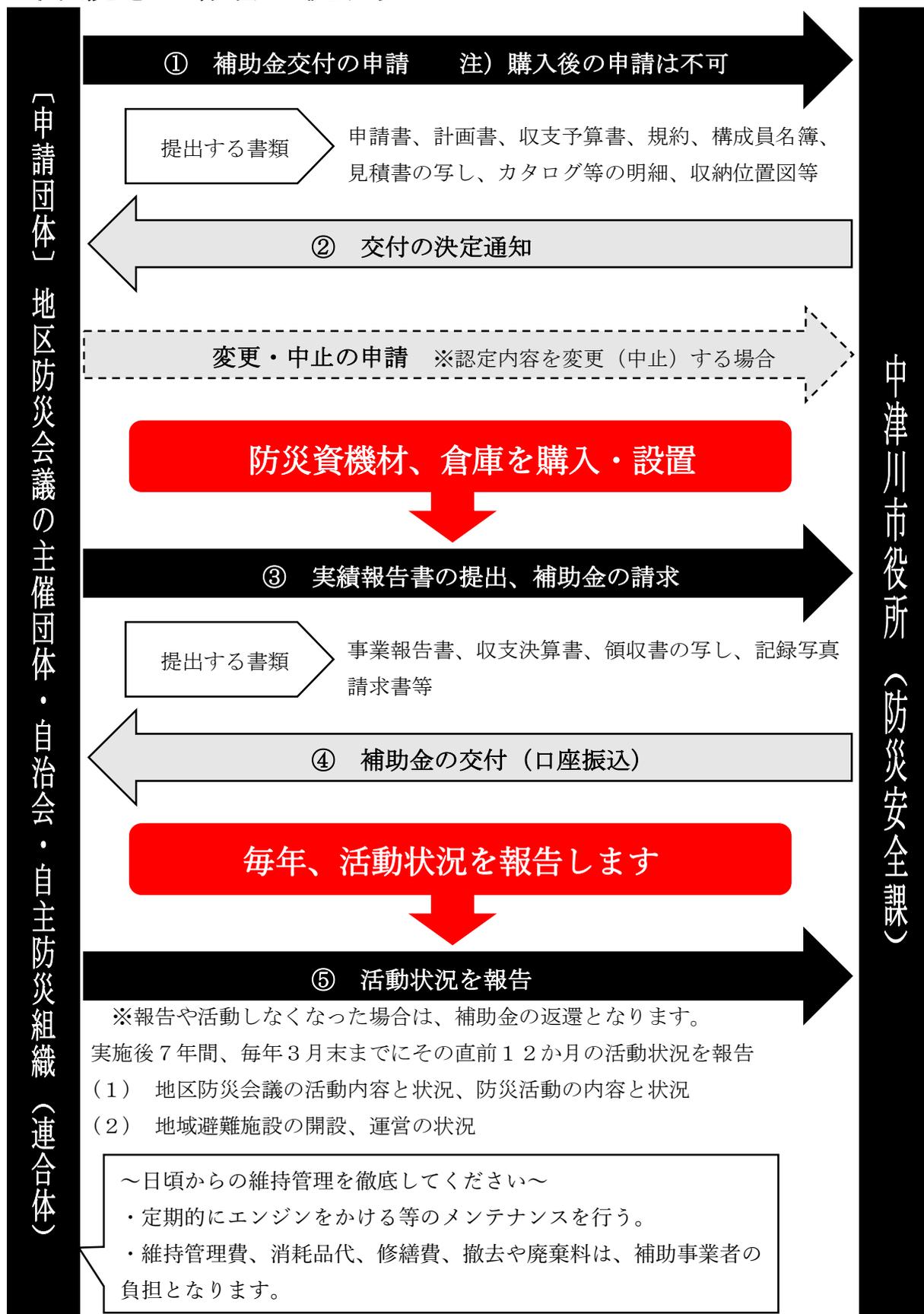
補助対象事業	対象の災害	対象の団体	補助率	補助限度額
①地区防災計画に基づく防災活動	なし	地区防災会議の 主催団体	1/2	資機材 20 万円
②避難情報発令時に地域避難施設 を開設運営 一度限り利用可	風水害	危険区域がある自治会、 自主防災組織(連合体)	1/2	資機材 20 万円 倉庫(新規)10 万円
③コミュニティ助成事業 (自主防災組織育成助成事業) ※宝くじの社会貢献	なし	単一の自主防災 組織 別枠の補助事業です	10/10	地域防災活動に直 接必要な資機材 30 万以上 200 万円

補助対象となる防災資機材		
避難所開設・運作用具 ※②の補助はここのみ	発電機、投光器、パーテーション、簡易ベッド、寝袋、トイレ、 体温計等	
情報伝達用具	拡声器、トランシーバー、ラジオ等	
救護用具	救急医療セット、担架、毛布等	
救出・障害物除去用具	バール、ジャッキ、スコップ、鉄線カッター、大ハンマー、ロープ、 チェーンソー、エンジンカッター、一輪車等	
水防資材	土嚢袋、砂、水でふくらむ土嚢、止水板等	
給食、給水用具	炊飯器具、浄水装置、給水袋、折りたたみ水タンク等	飲物・食料 は不可
消火用具	消火栓ホース格納箱、消火栓ホース、ノズル、消火器等	

(次の点にご注意ください)

- a 同一年度内につき 1 回限りの申請とし、予算の範囲内で補助金を交付します。
- b ①と②の補助事業は、重複して同様のものを整備することはできません。
また、②の補助事業は、過去に受けた地域避難施設について、再度申請することはできません。
- c 交付申請から補助金の請求までの手続きは、同一年度内に行ってください。
- d 補助対象とならないものがありますので、その都度担当課へご確認ください。
- e 地区防災会議：各地区における防災上の課題を解決するために、自主防災組織の連合体等が中心
となって、防災士、消防団、民生委員、女性防火クラブ、社会福祉施設等その他の災害の際
に連携を必要とする組織等とともに定期的（年 4 回以上）に開催する会議をいう。
- f 地区防災計画：自発的に行われる防災活動に関して、各地区区長会を単位とする地区防災会議に
より作成された計画で、かつ、中津川市防災会議に提案され中津川市地域防災計画に定めた
ものをいう。
- g 地域避難施設：中津川市地域避難施設認定要綱第 7 条により認定された避難施設をいう。

〔手続き・報告の流れ〕



防災資機材等の
購入補助に関する
お問合せ先

中津川市役所 総務部防災安全課

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号

TEL 66-1111 (内線 163, 165) FAX 66-1502

詳細はHPにて ※中津川市公式ホームページ > くらし・手続き
> 防災 > 計画・取り組み